「公立大学法人大阪府立大学にかかる年度評価の考え方について」の一部を改正する新旧対照表

資料 ５

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| 公立大学法人大阪府立大学にかかる年度評価の考え方について大阪府公立大学法人大阪府立大学評価委員会平成２５ 年７月３０日決定平成２６年　月　　日改正１．趣旨　（略）２．基本方針　（略）３．評価方法　（略）４．項目別評価の具体的方法　（略）５．全体評価の具体的方法　（略）６．年度評価の具体的な進め方とスケジュール○公立大学法人において、業務実績報告書を作成し、評価委員会に提出する。（業務実績報告書の作成にあたっては、別紙様式を参照。）【６月末まで】○評価委員会において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、年度評価の作業を行なう。【７～８月】○評価委員会における審議を通じて評価結果をとりまとめ、評価書(案)を作成する。○評価書(案)について公立大学法人の意見申し立て機会を付与する。○評価書を決定した後、知事に報告する。【９月】 | 公立大学法人大阪府立大学にかかる年度評価の考え方について大阪府公立大学法人大阪府立大学評価委員会平成２５ 年７月３０日決定１．趣旨　（略）２．基本方針　（略）３．評価方法　（略）４．項目別評価の具体的方法　（略）５．全体評価の具体的方法　（略）６．年度評価の具体的な進め方とスケジュール○公立大学法人において、業務実績報告書を作成し、評価委員会に提出する。（業務実績報告書の作成にあたっては、別紙様式を参照。）【６月末まで】○評価委員会大学部会において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、年度評価の作業を行なう。【７～８月】○評価委員会大学部会における審議を通じて評価結果をとりまとめ、評価書(案)を作成する。○評価書(案)について公立大学法人の意見申し立て機会を付与する。○評価書を決定した後、知事に報告する。【９月】 |